

令和7年村上市議会第3回定例会会議録（第5号）

○議事日程 第5号

令和7年9月30日（火曜日） 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 請願第 7号 後期高齢者にも国民健康保険と同じ人間ドック助成を求める請願
請願第 8号 インターネット上の人権侵害に対し速やかな措置を求める意見書の提出を
求める請願
請願第 9号 環境改善補助金制度を早急に創設することを求める請願
- 第 4 議第 75号 村上市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例及び村上市個人番
号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第 76号 村上市立学校設置条例の一部を改正する条例制定について
議第 77号 村上市奨学金貸与条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議第 78号 下越福祉行政組合規約の変更について
議第 79号 村上市旧ごみ処理場解体工事の工事請負変更契約の締結について
議第 80号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第 81号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第 6 議第 82号 市道路線の認定について
議第 83号 村上市上水道条例の一部を改正する条例制定について
議第 84号 村上市簡易水道条例の一部を改正する条例制定について
議第 85号 村上市下水道条例の一部を改正する条例制定について
議第 86号 村上市集落排水処理施設条例の一部を改正する条例制定について
議第 87号 村上市合併処理浄化槽設置整備事業に係る個別浄化槽の設置及び管理に関
する条例の一部を改正する条例制定について
議第 88号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第 7 議第 89号 令和7年度村上市一般会計補正予算（第7号）
議第 90号 令和7年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第2号）
議第 91号 令和7年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議第 92号 令和7年度村上市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議第 93号 令和7年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第1号）
議第 94号 令和7年度村上市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第 8 議第 95号 令和6年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について

- 議第 96号 令和6年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
議第 97号 令和6年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定について
議第 98号 令和6年度村上市蒲萄スキ一場特別会計歳入歳出決算認定について
議第 99号 令和6年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議第100号 令和6年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議第101号 令和6年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議第102号 令和6年度村上市上水道事業会計決算認定について
議第103号 令和6年度村上市簡易水道事業会計決算認定について
議第104号 令和6年度村上市下水道事業会計決算認定について
- 第 9 議第105号 市有財産の無償貸付について
- 第10 議第106号 令和7年度村上市一般会計補正予算（第8号）
- 第11 議員発議第7号 私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額
・拡充を求める意見書の提出について
議員発議第8号 私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額
・拡充を求める意見書の提出について
- 第12 議員発議第9号 インターネット上の人権侵害に対し速やかな措置を求める意見書の提出
について
-

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（20名）

1番	魚	野	ル	ミ	君	2番	佐	藤	憲	昭	君	
3番	野	村	美	佐	子	君	4番	富	樺	光	七	君
5番	上	村	正	朗	君	6番	菅	井	晋	一	君	
7番	富	樺	雅	男	君	8番	高	田		晃	君	
9番	小	杉	武	仁	君	10番	河	村	幸	雄	君	
11番	渡	辺		昌	君	12番	尾	形	修	平	君	
13番	鈴	木	一	之	君	14番	鈴	木	い	せ	子	
15番	川	村	敏	晴	君	16番	姫	路		敏	君	
17番	長	谷	川		孝	君	18番	大	滝	国	吉	
19番	山	田		勉	君	20番	三	田	敏	秋	君	

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高橋	邦芳	君
副市長	大滝	敏文	君
教育長	遠藤	友春	君
政策監	須賀	光利	君
総務課長	長谷部	俊治	君
財政課長	榎本	美和	君
企画戦略課長	山田	子満	君
税務課長	永田	一生	君
市民課長	小川	一郎	君
環境課長	大滝	生幸	君
保健医療課長	押切	美孝	君
介護高齢課長	土田	孝哉	君
福祉課長	太田	秀朗	君
こども課長	高橋	和朗	君
農林水産課長	小川	良和	君
地域経済課長	富樫	充君	
觀光課長	山田	実君	
建設課長	須貝	雄君	
都市計画課長	小野	康君	
上下水道課長	稻垣	和君	
会計管理者	大滝	豊君	
農業委員会長	高橋	大君	
農事務局会長	高橋	也君	
選管・監査事務局長	前川	龍誠君	
消防長	瀬賀	也君	
学校教育課長	小川	智也君	
生涯学習課長	平山	祐子君	
荒川支所長	阿部	正昭君	
神林支所長	田淳	一君	

朝日支所長 五十嵐 忠幸 君
山北支所長 大滝 きくみ 君

○事務局職員出席者

事務局長 内山治夫
事務局次長 鈴木涉
書記 河内真人

午前10時00分 開 議

○議長（三田敏秋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付の議事日程により議事を進めてまいりますので、よろしく御協力をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、7番、富樫雅男君、11番、渡辺昌君を指名いたします。御了承を願います。

日程第2 諸般の報告

○議長（三田敏秋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

理事者から報告をお願いします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） おはようございます。諸般の報告について申し上げます。

初めに、令和7年9月17日からの大雨に関する被害状況につきまして御報告いたします。令和7年9月17日、前線が日本海を南下し、その前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で大気の状態が不安定となったことから、9月17日午前から翌日、18日未明にかけて本市でも雷を伴った非常に強い雨が降ったところであります。9月17日午前11時33分には大雨警報及び洪水警報が発表され、午後1時6分には一度解除となりましたが、午後7時55分に再び大雨警報が発表され、午後8時10分には土砂災害警戒情報が発表されたところであります。その後、高根川の水位が急激に増水し、消防団によるポンプ排水を実施する中、川の水が堤防を越えたことから直ちに水防活動を休止し、夜間ではありましたが、午後10時45分に高根集落に警戒レベル4の避難指示を発令したところであります。避難所となった高根区民会館には最大で14名が避難をいたしました。9月17日の夜間は、朝日地域を中心に豪雨となったところでありますが、その後雨は小康状態となったものの、翌日、9月18日未明に雨の中心が本市南部に移動し、村上・神林・荒川地域にも激しい雨が降ったところであります。その後雨は落ち着き、同日午前10時30分には土砂災害警戒情報が解除され、午前11時15分には全ての警報が解除となったところであります。この大雨により、朝日地域で住家14棟、非住家23棟、荒川地域で住家1棟、合わせて38棟に床下または床上浸水が発生したほか、荒川地域では落雷が原因の住宅火災が1件発生をいたしております。なお、被害状況につきましては、先般議員各位に御報告をいたしたところではありますが、幸い人的被害はありませんでした。現在、

特に被害の大きかった圃場等農作物の被害状況について詳しい調査を行っているところであります。市民の皆様には改めて災害への備え、避難場所や取るべき避難行動について御家族で確認するなど、不測の事態に備えていただきたいと考えているところであります。その上で、市から警戒レベル3、高齢者等避難の発令、警戒レベル4の避難指示が発令された際には、早い段階での避難行動をお取りいただきますよう重ねてお願いを申し上げます。

次に、旧村上市葡萄スキー場の運営について御報告いたします。旧村上市葡萄スキー場につきましては、本年3月に閉鎖をいたしましたが、その後東京都港区の株式会社シンクファーストから葡萄スキー場の運営を行いたいとの申出を受け、市としての方針を提案のあった事業者、さらには現在市がスキー場用地として借用している土地の地権者並びに地元葡萄集落の皆様にお伝えをしたところであります。これまで数次にわたる説明会を経て、このたび市が地権者からお借りしているスキー場用地について、市が地権者から借り受けたまま事業者に貸し付けることで全ての地権者から御承諾をいたしましたところであります。このことから本日、葡萄スキー場に係る市有地、建物、リフト等の工作物、圧雪車両及びレンタル用品などの物品を無償で貸し付けることとして議会に御提案をいたしたところであります。

次に、絵本「小岩内のきせき」の制作に関し、小岩内集落、新潟デザイン専門学校及び村上市が防災担当大臣表彰を受賞いたしましたことにつきまして御報告をいたします。令和4年8月3日からの大雨災害において、集落の迅速な避難行動により、甚大な災害であったにもかかわらず、誰一人命が失われることのなかったという小岩内集落の実話に基づき制作された絵本「小岩内のきせき」について、本年、令和7年9月19日に防災思想の普及及び防災体制の整備に尽力し、災害時の防災活動に顕著な功績があったとして、令和7年防災功労者防災担当大臣表彰を受賞いたしました。災害が各地で激甚化・頻発化している現状において、この絵本が子供たちはもとより、誰にでも分かりやすく、災害の恐ろしさと避難行動の大切さを再確認し、そのことを未来へ語り継いでいくことをコンセプトとして制作されたものであり、その取組につきまして国から御評価をいたしましたものと考えているところであります。今後も絵本に込められた教訓やメッセージをより多くの方に伝えるとともに、様々な場面で絵本「小岩内のきせき」を活用してまいります。

次に、山北多目的グラウンドのナイター照明施設用電気ケーブルの盗難につきましては教育長から報告をいたします。

私からは以上であります。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） おはようございます。私からは、山北多目的グラウンドのナイター照明施設用電気ケーブルの盗難につきまして御報告をいたします。

本年、令和7年9月1日に山北多目的グラウンドのナイター照明施設用の電気保守点検マンホール11か所のうち、7か所が何者かによりこじあけられ、ナイター照明施設用の電気ケーブルが切断

されているのを同施設の指定管理を行っているN P O 法人悠遊さんぽくスポーツクラブの職員が発見し、生涯学習課へ報告後、すぐに村上警察署にも連絡し、その後被害届を提出いたしました。被害がありました電気ケーブルは銅製であり、被害延長は254メートルであります。これによりナイター照明5基のうち2基が点灯しなくなっています、被害額は復旧費用見積額として約940万円となっております。なお、本件につきましては、現在のところ警察において捜査中であります。

以上、報告いたします。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、諸般の報告を終わります。

日程第3 請願第7号 後期高齢者にも国民健康保険と同じ人間ドック助成を求める請願

請願第8号 インターネット上の人権侵害に対し速やかな措置を求める意見書
の提出を求める請願

請願第9号 環境改善補助金制度を早急に創設することを求める請願

○議長（三田敏秋君） 日程第3、請願第7号から請願第9号までの3件についてを一括して議題といたします。

本件は、市民厚生常任委員会に付託をし、休会中御審査願ったものですが、委員長から審査報告書が議長宛てに提出をされております。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

市民厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 鈴木一之君登壇〕

○市民厚生常任委員長（鈴木一之君） 皆さん、おはようございます。ただいま上程されております請願第7号から請願第9号までの3議案については、去る9月16日午前10時より開会した市民厚生常任委員会で審査を行いました。その審査概要と結果について御報告いたします。

最初に、請願第7号 後期高齢者にも国民健康保険と同じ人間ドック助成を求める請願について、紹介議員からの補足説明を求め、請願者から請願の趣旨について説明、陳述を求めた後、審査に入りました。

委員より、健康で健全な生活を営める生活を維持するには、人間ドック受診により医療機関の診断を基に健康維持ができる、これが医療費抑制にもつながっていくだろうという意見がございました。

審査を終え、討論を求めたところ討論なく、起立による採決を行った結果、請願第7号は起立全員にて採択すべきものと決定いたしました。

次に、請願第8号 インターネット上の人権侵害に対し速やかな措置を求める意見書の提出を求

める請願について、紹介議員からの補足説明を求め、請願者から請願の趣旨について説明、陳述を求めた後、審査に入りました。

委員より、現代のSNS界で誹謗中傷する行為が法律等で抑制していくような法的な措置が必要なのだろう。断固とした態度をもって抑制させる行為をしていかなければならないと感じているとの意見がございました。

また、委員より、村上市内においてもまだ差別があるということ自体あってはならないことで、人権侵害に当たるようなことに対応できる形を取ってもらうよう切に要望したいとの意見がありました。

以上で審査を終え、討論を求めたところ討論なく、起立による採決を行った結果、請願第8号は起立全員にて採択すべきものと決定いたしました。

次に、請願第9号 環境改善補助金制度を早急に創設することを求める請願について、紹介議員からの補足説明を求め、請願者から請願の趣旨について説明、陳述を求めた後、審査に入りました。

委員より、最近の自然災害の状況を見ると、多少なりとも側溝清掃というのは防災・減災の役割も今後出てくると思うとの意見がございました。

また、委員より、高齢化が進んでおり、町内会の役員の成り手を確保するのに非常に難儀している。補助金創設で全ての課題が解決するわけではないが、最低限早急に創設してほしいとの意見もございました。

以上で審査を終え、討論を求めたところ討論なく、起立による採決を行った結果、請願第9号は起立全員にて採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、請願第7号について討論を行います。

通告のありました原案に賛成の討論を許します。

16番、姫路敏君。

〔16番 姫路 敏君登壇〕

○16番（姫路 敏君） 賛成討論を行います。

村上市は、本年4月より75歳未満の国保加入者には人間ドック費用負担を村上市外の施設受診では2万円、村上市内の施設受診では2万6,000円の費用助成を行っております。後期高齢者保険制度と国民健康保険制度では、制度体制の立てつけが違うことで人間ドックの費用助成の在り方が違っております。つまり後期高齢者の人間ドック費用助成を増やそうとすると村上市の経費負担が増

えることを意味します。これは村上市に限らず、後期高齢者保険制度において、県内のほとんどの市町村が人間ドック費用助成を1万円にとどめてしまっている大きな要因でもあります。しかし、市民からは、国保から後期高齢者保険に切り替わる75歳を超えた途端に人間ドック費用助成が減額になってしまうことに憤りを感じている高齢者も多くいることも知っておくべきです。また、このことによって人間ドック受診を諦めてしまう人がいることも市は把握しておかなければなりません。同じ市に住みながら年齢によって助成額が異なるということは、年齢による差別とも受け止められます。

そこで、村上市としてほかの市町村に先駆けてこの年齢による差別を解消し、国保と同じ人間ドック費用助成を確立することが健康寿命延伸につながるはずです。ひいては高齢者の医療費削減にもなるはずです。この請願が実行されることにより、今まで人間ドック受診をされていなかった後期高齢者も健康管理に関心を持ち、人間ドックに足を運ぶようになれば何よりであります。村上市が県内一の健康寿命を誇る市として確立されることを願うばかりでございます。どうかこの請願に賛成していただき、この請願が採択された後には、議会として新潟県後期高齢者医療広域連合に対して、人間ドック費用助成の拡充を求める意見書を提出してみてはどうかと思っております。広域連合に積極的に働きかけるようにするべきではないかと思っております。

以上、賛成討論です。

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから請願第7号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、請願第7号は採択することに決定をいたしました。

次に、請願第8号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、請願第8号は採択することに決定をいたしました。

最後に、請願第9号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、請願第9号は採択することに決定をいたしました。

日程第4 議第75号 村上市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例及び村上市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第76号 村上市立学校設置条例の一部を改正する条例制定について

議第77号 村上市奨学金貸与条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第4、議第75号から議第77号までの3議案を一括して議題といたします。

本案は、いずれも総務文教常任委員会に付託をし、休会中御審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されております。

初めに、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 高田 晃君登壇〕

○総務文教常任委員長（高田 晃君） ただいま上程されております議第75号から議第77号までの3議案は、去る9月11日及び12日の両日、市役所第1委員会室において、委員全員、議長、副市長をはじめ理事者出席の下、総務文教常任委員会を開会し、審査いたしました。その審査の概要と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第75号 村上市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例及び村上市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第75号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第76号 村上市立学校設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、今回の改正は小川小学校と朝日みどり小学校を統合し、朝日小学校を設置するものだが、地元から3校一緒に統合という話もあったと思うが、2校統合を先行する経緯はとの質疑に、検討会の中でも3校同時統合が検討され、その意見を受けて朝日さくら小学校区に意見を求めたが、賛成、反対意見が拮抗した。最終的には2段階の統合という結論を受けて、小川小学校と朝日みどり小学校の2校統合を先行して進めることとなったとの答弁。

委員より、将来予測として全体的な児童が減っていく中で、市が提案した2段階統合にするとハード面の投資が必要なくなるが、その時期をめどとして統合していくのかとの質疑に、令和13年くらいになると朝日さくら小学校に複式学級が生じるおそれがある。小川小、朝日みどり小を合わせ

た人数も減ってきてるので、校舎の改修など大きな投資をしなくてもできると想定している。その適当な時期を見て、朝日さくら小学校の複式学級解消も視野に入れながら検討していきたいとの答弁。

委員より、この条例は令和9年4月1日からということになっているが、今決めるというのは複式学級の加配教員を手配するために有利になるからかとの質疑に、そのとおりである。来年度の加配の申請を上げるリミットが迫っており、県に出す必要があるので、このタイミングになるとの答弁。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第76号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第77号 村上市奨学金貸与条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、この条例改正案は利用者から希望があり検討した結果かとの質疑に、連帯保証人については条例で市内に住所を有する者と規定しているため、対応できなかったケースが1件あった。これを受けて奨学生の選考委員会で協議を経て改正を行うものとの答弁。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第77号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

初めに、議第75号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第75号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第76号について討論を行います。

通告のありました原案に反対の討論を許します。

16番、姫路敏君。

〔16番 姫路 敏君登壇〕

○16番（姫路 敏君） 議第76号、反対討論を行います。

私は当初、小・中学校の統廃合には賛成でございましたが、いつの日か分かりませんが、反対の

立場に気持ちが傾いてまいりました。その理由として、小学校、中学校という義務教育の学びやは、地域にとって大切な宝であるということです。その学びやには地域特有の昔ながらの伝統や文化がたくさん詰まっており、その学びやで育った者にしか分からない言い伝えさえもあります。人口減少する現代でもこれほど大切なものはありません。したがいまして、今では小・中学校の学びやは最後の児童生徒が1人になるまで存続させるべきであると思っております。それに伴っての費用面ですが、財政に確認したところ、義務教育経費の費用は国の負担で賄われております。先生方の給料は、国からの交付金で県から支払われております。また、介助員、用務員などの報酬と併せて、小・中学校の維持管理費や子供に係る教育費用は、児童1人当たり、学級1つ当たり、学校1つ当たりの経費を国が算出した上で、交付税として最低限の保障はされております。学校統廃合の今までの在り方を振り返ってみてください。学校統廃合により廃校となった学校の再利用はされないまま、野ざらしになり廃墟となっている校舎は数多くあります。ただ単に効率だけを求め、統合だけが優先される社会で本当にいいのだろうか。私たちは、立ち止まり考えるときに来ているのではないかでしょうか。再度学校統廃合の有無を検証するべきであります。子供たちがいなくなった学校校舎ほど寂しいものはございません。子供たちがいなくなった地域は、学校廃校とともに活力を失ってしまっております。私たちは、大切なものを忘れているような気がします。そんな意味でも学校統廃合に関する議案には反対いたします。この反対討論の思いに賛同していただきたくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議第76号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第76号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第77号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第77号は委員長報告のとおり可決されました。

議第79号 村上市旧ごみ処理場解体工事の工事請負変更契約の締結について

議第80号 公の施設に係る指定管理者の指定について

議第81号 公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（三田敏秋君） 日程第5、議第78号から議第81号までの4議案を一括して議題といたします。

本案は、いずれも市民厚生常任委員会に付託をし、休会中御審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されております。

初めに、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

市民厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 鈴木一之君登壇〕

○市民厚生常任委員長（鈴木一之君） ただいま上程されております議第78号から議第81号の4議案については、去る9月16日、17日の両日、午前10時から第1委員会室において、委員全員、議長、副市長及び理事者出席の下、市民厚生常任委員会を開会いたしました。その審査概要と結果について御報告いたします。

初めに、議第78号 下越福祉行政組合規約の変更についてを議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第78号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第79号 村上市旧ごみ処理場解体工事の工事請負変更契約の締結についてを議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、鉛等の有害物質の処理先はどこかという質疑に、処分先は山形県米沢市の最終処分場であるとの答弁がありました。

ほかにさしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第79号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第80号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、指定管理料に関わる委託料の内訳についてはとの質疑に、委託料の内訳は自家用工作物点検委託料、消防設備点検委託料、自動ドア保守点検委託料、エレベーター保守点検委託料、活性炭入替え処分の委託料、水処理活性炭入替え処分の委託料、警備保障委託料、水質検査委託料、植栽管理の委託料、草刈り業務委託料、清掃業務委託料との答弁がありました。

ほかにさしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第80号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第81号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長から議案の説

明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、保育士の人数、平均の給与額、勤続年数、有給取得日数についてはとの質疑に、保育士の人数は正職、非正規職員合わせて向ヶ丘保育園は17名、みのり保育園は19名、平均給与額等については把握はしていないとの答弁がありました。待遇面については今後把握し、法人の監査については市の職員も同行するので、その中でいろいろ把握していきたいとの答弁がありました。

ほかにさしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第81号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

初めに、議第78号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第78号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第79号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第79号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第80号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第80号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第81号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第81号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議第82号 市道路線の認定について

議第83号 村上市上水道条例の一部を改正する条例制定について

議第84号 村上市簡易水道条例の一部を改正する条例制定について

議第85号 村上市下水道条例の一部を改正する条例制定について

議第86号 村上市集落排水処理施設条例の一部を改正する条例制定について

議第87号 村上市合併処理浄化槽設置整備事業に係る個別浄化槽の設置及び
管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第88号 公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（三田敏秋君） 日程第6、議第82号から議第88号までの7議案を一括して議題といたします。

本案は、いずれも経済建設常任委員会に付託をし、休会中御審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されております。

初めに、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 河村幸雄君登壇〕

○経済建設常任委員長（河村幸雄君） ただいま上程されております議第82号から議第88号までの7

議案について、その審査の概要と結果について御報告申し上げます。

去る9月18日、19日の両日、第1委員会室において、委員全員、副議長、副市長をはじめ理事者出席の下、経済建設常任委員会を開会いたしました。

議第82号 市道路線の認定についてを議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが、さしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第82号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第83号 村上市上水道条例の一部を改正する条例制定について、議第84号 村上市簡易水道条例の一部を改正する条例制定について、議第85号 村上市下水道条例の一部を改正する条例制定について、議第86号 村上市集落排水処理施設条例の一部を改正する条例制定について、議第87号 村上市合併処理浄化槽設置整備事業に係る個別浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題とし、担当課長からの説明を受けた後、一括質疑に入りました。

委員より、上下水道料金の改定に向けて、市内でも大口の利用者である瀬波温泉ホテル・旅館を

対象とした説明において、その猶予を求める意見等はなかったかとの質疑に、特にそのような意見はなかったとの答弁。

委員より、本年6月定例会で朝日・山北地区で集落ごとに合併処理浄化槽を設置している集落から神林地域の河内方式での運営を求める請願も出されたが、その後運営方式の平準化に向けて協議しているかとの質疑に、所管課である環境課と協議しているとの答弁。

ほかにさしたる質疑なく、以上で一括質疑を終結し、まず議第83号についての自由討議を求めたところ、小杉武仁副委員長から、物価高騰も含めて長期的に厳しい経済状況の中で、上下水道料金が改定されることで非常に大きな打撃になると考へるので、並行し経済支援も必要なのではないかとの意見がありました。

その後、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第83号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第84号について自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第84号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議第85号について自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第85号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議第86号について自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第86号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第87号について自由討議を求めたところ、姫路敏委員から、合併処理浄化槽は地震にも強く、料金改定も行う中で、市として将来的な運営方針を考えなければならない時期に当たるのではないかとの意見がありました。

その後、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第87号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第88号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが、さしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第88号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

初めに、議第82号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第82号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第83号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第83号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第84号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第84号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第85号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第85号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第86号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第86号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第87号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第87号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第88号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第88号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議第89号 令和7年度村上市一般会計補正予算（第7号）

議第90号 令和7年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第2号）

議第91号 令和7年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議第92号 令和7年度村上市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議第93号 令和7年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第1号）

議第94号 令和7年度村上市下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（三田敏秋君） 日程第7、議第89号から議第94号までの6議案を一括して議題といたします。

本案は、関係所管常任委員会に付託をし、休会中御審査願ったものですが、各委員長から審査報告書が議長宛てに提出されております。

各委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

最初に、一般会計予算決算常任委員長から審査の概要について報告をお願いします。

一般会計予算決算常任委員長。

〔一般会計予算決算常任委員長 大滝国吉君登壇〕

○一般会計予算決算常任委員長（大滝国吉君） ただいま上程されております議第89号 令和7年度村上市一般会計補正予算（第7号）については、一般会計予算決算常任委員会に総務文教、市民厚生、経済建設の各分科会を設置し、9月11日から19日までの間、延べ6日間にわたって各分科会でそれぞれの所管部分の審査を行いました。各分科会の審査が終了したことから、9月25日午前10時から一般会計予算決算常任委員会を開会いたしましたので、審査の概要と結果について報告を申し上げます。

議第89号のうち総務文教、市民厚生、経済建設の各分科会所管分については、3つの分科会とも起立全員で原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの各分科会長から報告がありました。

それぞれ各分科会長報告に対し質疑を求めたところ、総務文教分科会長の報告に対し、委員より、荒川総合体育館大規模改修工事について、当初は本年9月オープン予定だったのが来年の4月になり、さらに来年度から武道場の外壁工事も入ってくるので、オープンの日程が決まらないのではないかとの質疑に、オープンの日程についても市として利用者や地域住民の皆様に報告、説明しなけ

ればならないと考えており、近いうちに利用団体や地域住民の皆様に説明すると担当課から説明があったとの答弁。

ほかに質疑なく、次に自由討議を求めたところ、姫路敏委員より、荒川総合体育館大規模改修工事について、責任の所在や行政側の責任の取り方が明確に示されない。今後こういったことのないよう、議会としてもしっかりと行政を監視していく必要があるとの意見。

富樫光七委員より、荒川総合体育館大規模改修工事について、これまでも理事者側から設計業者に責任を問うことは難しいとの答弁があったが、今後のことを考え、このような大規模事業においてはどの時点ではどこに責任があるのかを明確にしたチェック項目を整理しておくべきではないかとの意見。

高田晃委員より、荒川総合体育館大規模改修工事について、今回の事態が生じた原因究明と、今後行政の中で同じようなことが起きないように議会としても、所管する総務文教常任委員会としても推移を見ていきたいとの意見。

討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第89号は起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、総務文教常任委員長から審査の概要について報告をお願いします。

総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 高田 晃君登壇〕

○総務文教常任委員長（高田 晃君） ただいま上程されております議第90号 令和7年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第2号）について、先ほど報告しました議案の審査に引き続き審査を行いました。その審査の概要と結果について御報告いたします。

委員より、光伝送路の修繕内容はとの質疑に、東北電力で老朽化による電柱の建て替えが大変増えており、そこに共架している光伝送路の移設が必要となったとの答弁。

委員より、東北電力の都合による移設であれば移転補償料はないのかとの質疑に、逆に市が共架料を支払って借りている状況なので、補償料は入ってこないとの答弁。

ほかにさしたる質疑なく、質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第90号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、市民厚生常任委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

市民厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 鈴木一之君登壇〕

○市民厚生常任委員長（鈴木一之君） ただいま上程されております議第91号、議第92号の2議案は、先ほど報告いたしました議第81号に引き続き審査を行いました。その審査概要と結果について御報告いたします。

最初に、議第91号 令和7年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、子ども・子育て支援金制度の概要についてはとの質疑に、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律に伴い、令和8年度よりこの支援金に基づき、子供1人当たりの平均の給付改善額を高校生世代までの合計146万増生するために、全ての年代の人たちが支援をするものとの答弁。

委員より、国民健康保険の保険料に上乗せして徴収するかと思うが、試算でどのくらいかとの質疑に、国の試算では健康保険加入者は令和8年度は月額250円の見込みという答弁がありました。

ほかにさしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたところ賛成の討論1件あり、起立による採決を行った結果、議第91号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第92号 令和7年度村上市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第92号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

最後に、経済建設常任委員長から審査の概要について報告をお願いします。

経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 河村幸雄君登壇〕

○経済建設常任委員長（河村幸雄君） ただいま上程されております議第93号及び議第94号の2議案については、先ほど報告しました議案に引き続き審査をいたしました。その審査の概要と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第93号 令和7年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第1号）を議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑を求めたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第93号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第94号 令和7年度村上市下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑を求めたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第94号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

初めに、議第89号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第89号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第90号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第90号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第91号について討論を行います。

通告のありました原案に賛成の討論を許します。

3番、野村美佐子さん。

〔3番 野村美佐子君登壇〕

○3番（野村美佐子君） 日本共産党の野村美佐子です。議第91号の令和7年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の討論を賛成の立場で行います。

この補正予算は、国の国庫補助金を使って国が行う子育て支援金の広報や周知を行うものであり、これに反対するものではありません。子ども・子育て支援制度は、児童手当の所得制限がなくなり

18歳まで支給が広がる、妊婦への支援給付が増額になるなど積極的な面もありますが、来年4月から徴収が始まる子育て支援金制度については様々な問題が取り沙汰されています。子ども・子育て支援に使われる財源を医療保険制度の保険料に上乗せして徴収するということが医療保険制度そのものの信頼性を損なう要因になるのではないか。つまり少子化対策に使うお金といつても、支払う側から見れば保険料が値上げされたと同じことになるわけです。医療保険料が医療サービス以外に使われている。このような財源の混在は、制度の信頼性を損なう要因になるのではないかでしょうか。また、子育て支援金は29歳以下の若い人や子供がいない人、高齢者からも徴収する、年収が同じでも加入している医療保険制度で負担額が異なるなど、損をしているのではないかと感じる構図を生み出し、社会的分断や対立を引き起こす可能性があるということです。しかも、少子化対策の財源を国民の負担にすることで、今後子育て制度の拡充を求めれば負担額が増えていくことも考えられ、経済的負担の増加が懸念されます。特に国民健康保険加入者は商店や個人経営者、年金生活者が圧倒的に多く、この物価高で食費も削っている、もう削るところがないという深刻な状況も報告されています。

今回の子育て支援金は、令和8年度、令和9年度、令和10年度と確実に負担額が上がっていくことが決まっています。令和8年度で国民健康保険、平均1人当たり月額250円ですが、1世帯当たりになると平均月額350円です。これが令和9年度450円、令和10年度600円と上がります。しかも、これは平均額で、収入によって変わってきます。こども家庭庁の資料では、国民健康保険で年収200万で250円、400万で550円、600万で800円、800万で1,100円、これが月額保険料に上乗せされるわけです。低所得の方への減額は……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○3番（野村美佐子君） 均等割減額に準じ7割減額。これから賛成の内容を言います。7割減額、5割減額、2割減額を行うことになっていますが、毎月の増額は相当の負担増になります。後期高齢者では年収300万で月額750円もの負担になります。協会けんぽ、健保組合、共済組合ではさらに高額の負担になります。今回の補正予算で行う配布用のリーフやパンフにはぜひとも市民に分かりやすく、しかもこの制度は恒久的に続くことや、10年後以降の値上げはないと今は言っていますが、子供の数に影響するので、今のところ予想としては値上げにならないと考えているということで、見直しや変更もあり得ることをしっかりと伝えるべきであると思います。こども家庭庁の出している支援金制度の創設という資料では、支援金の負担額が加入者1人当たりの負担額は大きな数字で書かれていますが、被保険者1人当たり、つまり世帯の負担額は小さな文字になっていて分かりにくい。載せている表は平均の金額だけしかなく、年収に応じた金額が示されていないなど不十分なものになっています。村上市で作成するリーフやパンフは、市民に寄り添った分かりやすく、どれだけの負担があるのか、困った場合はどうすればいいのか、どこに相談すればいいのかなど、必要なことは全て載せていただくよう要望いたします。

最後に、本来子ども・子育て支援政策は国的一般財源を使い、国の責任で行うものだと思います。今政治に求められているのは物価高対策であり、国民の生活を守ることではないでしょうか。子育て支援金制度が少子化対策や暮らしを守ることになるのかしっかりと検証していくことも大事なことだと思います。このことを最後に述べて私の発言を終わります。

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議第91号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第91号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第92号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第92号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第93号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第93号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第94号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第94号は委員長報告のとおり可決されました。

11時15分まで休憩といたします。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

日程第8 議第 95号 令和6年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について
議第 96号 令和6年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
議第 97号 令和6年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて
議第 98号 令和6年度村上市蒲萄スキー場特別会計歳入歳出決算認定につ
いて
議第 99号 令和6年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につ
いて
議第100号 令和6年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に
ついて
議第101号 令和6年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議第102号 令和6年度村上市上水道事業会計決算認定について
議第103号 令和6年度村上市簡易水道事業会計決算認定について
議第104号 令和6年度村上市下水道事業会計決算認定について

○議長（三田敏秋君） 日程第8、議第95号から議第104号までの10議案を一括して議題といたします。

本案は、関係所管常任委員会に付託をし、休会中御審査願ったものですが、各委員長から審査報告書が議長宛てに提出されております。

各委員長から審査の概要について報告をお願いします。

初めに、一般会計予算決算常任委員長から審査の概要について報告をお願いします。

一般会計予算決算常任委員長。

〔一般会計予算決算常任委員長 大滝国吉君登壇〕

○一般会計予算決算常任委員長（大滝国吉君） ただいま上程されております議第95号 令和6年度村上市一般会計歳入歳出決算認定については、先ほど報告いたしました議第89号に引き続き審査を行いましたので、審査の概要と結果について報告を申し上げます。

議第95号のうち総務文教、市民厚生、経済建設の分科会所管分については、3つの分科会とも起立全員で原案のとおり認定すべきものと態度を決定したとの各分科会長から報告がありました。それぞれの分科会長報告に対し質疑を求めましたが、さしたる質疑なく、次に自由討議を求めたところ、長谷川孝委員から、空き家対策について、本市人口の中で増加している外国人就労者への住宅供給など、社会状況の変化に応じた対策が必要ではないか。また、まちづくり協議会や自治体が主体となって空き家を安価で貸し出したり、所有者と借手をマッチングする仕組みづくりが必要では

ないかとの意見。

野村美佐子委員より、空き家対策について、市内でも地域ぐるみの取組で空き家をリフォームして入居者を募ったり、民泊の場として利用することで県外からの利用者が来たりといった好事例があるので、行政としてもその辺りも研究して、またそういった事例の広報にも注力してほしいとの意見。

姫路敏委員より、公営住宅の家賃等の滞納について、しっかりとした対策をしていかないと年々増加していくばかりである。また、滞納者が生活に困窮しているのであれば、生活保護の利用も勧める等の支援も必要ではないか。皆さんの考えを聞きたいとの意見に、上村正朗委員より、家賃だけでなく保育料や上下水道料金も含めて毎年多額の不納欠損や収入未済額が計上されており、内部で横断的に債権管理を担当する部署を設けてしっかりと債権管理をする必要があると考えるとの意見。

同じく菅井晋一委員より、どの世帯でも給料日や年金支給日、生活保護費の支給日等のお金が入る日があります。しっかりとその日に訪問して滞納を支払ってもらうことで滞納金は必ず減っていく。そういう努力をしないと解決しないとの意見。

姫路敏委員より、市全体の予算に占める議会費の割合は0.44%しかなく、1%にも満たない。議会にとって大事な部分であり、行政視察に関わる経費も物価高騰に合わせて見直しが必要ではないか。皆さんの考えを聞きたいとの意見に、上村正朗委員より、インバウンドの影響もあり、東京など大都市圏では宿泊費も上がっている。そういったことも踏まえ、議員の大事な行政視察経費も実勢価格に合わせて見直しを検討していくことも必要ではないかとの意見。

野村美佐子委員より、本来福祉がやるべき役割を市と協力して担っているフードバンク等のボランティア団体に対して、補助金制度等の明確な方針が必要ではないかとの意見。

姫路敏委員より、休日診療について、現在同診療所にかかっている経費の一部を使って村上総合病院に休日診療を委託することで効率的な休日診療体制が図れるのではないか。また、村上総合病院の業務は増えるかもしれないが、委託料を支払うことで病院経費の面からも支援になるのではないかとの意見。

また、姫路敏委員より、プレミアム商品券発行事業について、物価高騰に対する市民生活の支援と市内経済の活性化を目的としているとのことだが、本当に市民生活の支援になっているのか。また、物価高騰に対する支援、いわゆる生活困窮者に向けた支援として成り立っているのか疑問である。皆さんの考えをお聞きしたいとの意見。

菅井晋一委員より、私もプレミアム商品券については疑問を持っている。日々の生活に困っている人はプレミアム商品券を買う余裕がなく、結局買っているのはお金に余裕のある人で、市民生活の支援になっていないと感じているとの意見。

姫路敏委員より、農林水産業について、大雨が降った後に大量の、しかも大きな流木が三面川に

流れてきて、それによって漁船のスクリューが破損するようなことが多くある。三面川は、県管理河川のため、その対策は県が主体となっているべきだが、担当課としてもそういった部分に対して予算をつけてもらいたいとの意見。

次に、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第95号は起立全員で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、総務文教常任委員長から審査の概要について報告をお願いします。

総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 高田 晃君登壇〕

○総務文教常任委員長（高田 晃君） ただいま上程されております議第96号及び議第97号の2議案について、先ほど報告いたしました議案の審査に引き続き審査を行いました。その審査の概要と結果について御報告いたします。

初めに、議第96号 令和6年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、土地取得費のうち道の駅朝日の分について、土地の権利に関して国交省と村上市の協定内容はとの質疑に、土地の交換については国交省が必要な分と情報施設が建っている分の一部を市が購入した駐車場と交換して整備を進める予定であり、現在契約内容を精査していく、今年度中の契約に向いているとの答弁。

委員より、駐車場や本来の道の駅の施設に関しては国交省直轄だと思うが、土地取得に関しては全て村上市で行う考え方との質疑に、国交省の情報施設が建っている部分の一部が道の駅のエリアに入るので、駐車場の分は市が購入して国交省と交換するとの答弁。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第96号は起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第97号 令和6年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、施設管理費について、3地区のうち朝日地区だけが突出している原因はとの質疑に、県道拡幅工事等に伴い、電線の移転などで大幅な線の張り替え工事が増えているためとの答弁。

委員より、情報通信施設使用料について、滞納繰越分が120万と非常に多いが、徴収方法に問題はないかとの質疑に、滞納整理に努めてきたが、少額のものがたまっており、何回か伺って納めていただけようをお願いしている。また、令和6年度下半期に告知端末が廃止されたことに伴い、テ

レビを止めると案内したところ、納入の反応があり、滞納整理は徐々に進むと見込んでいるとの答弁。

委員より、市全体で情報通信設備が漏れている集落はないのかとの質疑に、有線によるサービスについては大栗田が一部対象外になっている。NTTが無線による鉄塔を立て、無線によるインターネットを可能としているとの答弁。

ほかにさしたる質疑なく、質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第97号は起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、市民厚生常任委員長から審査の概要について報告をお願いします。

市民厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 鈴木一之君登壇〕

○市民厚生常任委員長（鈴木一之君） ただいま上程されております議第99号から議第101号までの3議案は、先ほど報告いたしました議第92号に引き続き審査を行いました。その審査概要と結果について御報告いたします。

最初に、議第99号 令和6年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、国民健康保険税の収入未済額が調定に対して3倍くらいとなっているが、その分析はしているのかとの質疑に、国民健康保険税は前年度の所得に応じて賦課されるが、納税相談の際、仕事を辞めて収入がなかったり、病気で仕事をすることができない等の相談を受けることが多く、そういう世帯に対しては滞納繰越しがあり、滞納繰越しのほうから先に納めてもらっている関係で現年の収入は下がるとの答弁がありました。

ほかにさしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第99号は起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第100号 令和6年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、後期高齢者の人間ドック助成について、件数と助成額は幾らとの質疑に、件数は359件で額については142万7,830円との答弁がありました。

ほかにさしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立に

による採決を行った結果、議第100号は起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

最後に、議第101号 令和6年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、訪問介護事業所支援金について、対象事業所数と金額についての質疑に、訪問介護事業所支援金については対象事業所が17事業所、金額は1事業所当たり約5万円から110万円、燃料費支援金については16事業所、1事業所当たり約4万円から約68万円の支給との答弁がありました。

委員より、紙おむつ購入費助成について、対象者の実数はとの質疑に、旧制度で受けている対象者に対して、新制度で該当にならない方に経過措置を設けており、経過措置の対象者と合わせて752名が実数との答弁がありました。

ほかにさしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めるが討論なく、起立による採決を行った結果、議第101号は起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

最後に、経済建設常任委員長から審査の概要について報告をお願いします。

経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 河村幸雄君登壇〕

○経済建設常任委員長（河村幸雄君） ただいま上程されております議第98号及び議第102号から議第104号の4議案については、先ほど報告しました議案に引き続き審査をいたしました。その審査の概要と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第98号 令和6年度村上市蒲萄スキー場特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長からの議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、借地料について、予算額と決算額に差異があるのはなぜか。また、例年6月から7月に支払われていた借地料の支払いが遅れたのはなぜかとの質疑に、予算額と決算額の差異については、契約前に亡くなられた方がおり、相続人の方と連絡が取りづらく、スキー場運営に支障のない用地であるため、契約に至らなかったものであり、支払い時期が遅れたことについては、当初は例年どおり6月から7月にお支払いする予定でしたが、スキー場運営を行いたいという事業者からの申出があり、市と事業者、地元で協議をしていった結果、地元から借地料については市から支払ってもらいたい旨の要望があり、市が同額を事業者からいただくという方針に決まったのが8月下旬となったため、遅れたものである。本来であれば地権者に対して事情を説明し、支払いが遅れる旨

を伝えるべきだったとの答弁。

ほかにさしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第98号は起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第102号 令和6年度村上市上水道事業会計決算認定について議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、企業債の借入れに当たって償還期間の決め方はどのようにになっているのかとの質疑に、当該の借入対策事業で整備した施設や設備等に応じた耐用年数により、国と協議の上、基本的には最長の償還期間としているとの答弁。

ほかにさしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第102号は起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第103号 令和6年度村上市簡易水道事業会計決算認定についてを議題とし、担当課長からの議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが、さしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたところ、姫路敏委員より、借入れをしていかないと会計が回らないという現実は避けられないと思うが、国の機関から借入れだけでなく、市中銀行も含めてできるだけ利息が安く、市民にとって負担にならない会計となるよう検討していただきたいとの意見がありました。

討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第103号は起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第104号 令和6年度村上市上下水道事業会計決算認定についてを議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、上水道事業会計とは違い、下水道事業会計では市中銀行からの借入れ等、金利を下げるようとする努力が見られるが、その違いはとの質疑に、下水道事業には資本費平準化債という起債があり、借換えの際に市中銀行等の有利な金融機関への借換えを行っているとの答弁。

委員より、荒川地域の雨水幹線整備計画の具体的な取組内容はとの質疑に、流域治水事業と調査をしながら進めしており、2幹線の整備を行っているが、いずれも令和8年度末を目標に整備を進めているとの答弁。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第104号は起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

初めに、議第95号について討論を行います。

通告のありました原案に賛成の討論を許します。

16番、姫路敏君。

〔16番 姫路 敏君登壇〕

○16番（姫路 敏君） 議第95号の賛成討論を行います。賛成討論を行いますが、決算では当初予算とは別に年度途中の補正予算などの絡みで支出が変化している場合もございますので、その点を注視し、確認した上で審査を行い、来年度予算編成に生かせる課題を見つけ出すことも議会の大切な役割だと考えております。この点につきまして、私は一般会計予算決算常任委員会の自由討議の場で積極的に問題点を提示して、他の議員からも意見を求めてまいりました。今回の決算に賛成する立場でございますが、行政には次年度に向けて改善するべき点を提言してまいりたいと思います。

さて、歳入の部では公営住宅の家賃滞納金について指摘させていただきます。市営住宅の家賃滞納者は22世帯で542万2,567円、うち12世帯の129万8,767円は既に住宅を退去している世帯であります。また、県営住宅の家賃滞納者は19世帯で162万200円、うち2世帯の19万2,100円は既に住宅を退去している世帯であります。このように合計41世帯で704万2,767円という大変大きな金額が家賃滞納金となっており、これも毎年増え続けております。今後このような公営住宅家賃滞納者にはどのような方法で対応していくのか、村上市として早急に取り組むべき問題であります。税金であれば5年を超えると不納欠損としての処理もできますが、公営住宅の場合は税金でありませんので、時効の援用という処理を行う必要があります。しかし、対象になるのが死亡、行方不明時となっております。したがいまして、相続人から村上市に時効の援用届を出していただき、その後村上市が裁判所の審査を経て初めて時効の援用が認定されます。裁判所の認定を受けられた後に市議会の承認が必要になってまいります。このような煩雑な手續が必要になるのであります。まずはこれ以上家賃滞納者を出さない工面が必要であると思いますので、来年度に向けて具体的な政策が必要であります。それらを予算編成時に追求してまいりたいと思います。

歳出面では、7款の商工費のプレミアム商品券発行事業であります。事業総額1億2,146万円となっており、事業目的としては物価高騰に対する市民の生活支援と市内経済の活性化とされておりますが、本当にその目的に合った活用がされたのか疑問であります。生活困窮者は、前金で大金を出して商品券を買う余裕はございません。生活に余裕のある世帯の方だけが買うことができるのではないかでしょうか。また、共通券のほとんどは地元商店ではなく大手スーパーに流れているとも聞きます。本当に地元の経済活性化に寄与されているのでしょうか。今年度は、電子マネーを活用しての事業展開を考えているようですが、今後は一部の金持ちだけに偏らない市民の生活の支えとなる事業であるのか検証するべきであります。

次に、6款農林水産業費は、総額33億6,031万円のうち水産業費に係る支出では2億7,158万円で、

農林水産業費予算の8%にすぎません。8款の土木費総額61億2,126万円のうち河川費は2億5,049万円であります。土木費予算の4%でしかありません。つまり河川及び水産業費にかけられる予算が大変低くなっているのが現状です。そのためか、最近では大雨の影響で三面川河川流域をはじめ河口付近でも大きな流木が河川にたまり、その流木は三面川河口から海に流れ出されております。現実その流木が原因で船のスクリューを破損させてしまう事故も起きております。このような状況は瀬波の漁船、そしてレジャーボートの運航にも大きな支障を来しております。村上市は、このような状況をしっかりと把握して水産業費、河川費の予算を増額し、流木が原因で水難事故が起きないような対応を県と協力して早急に行うべきであります。ちなみに、岩船港では港に石川が流れ出でますが、ここでは大きな流木が上流から流れることはあります。また、荒川では荒川沿岸土地改良区の頭首工のダムがあるため、上流からの流木が河口に流れ出ることはあります。つまりこの流木の被害は三面川特有の現象であります。来年度に向けて、流木の除去を含めた政策が必要であると考えます。

主立った箇所を指摘させていただきましたが、これらの課題が来年度予算で改善されることを期待したいと思います。様々な課題は残るもの、決算の取扱い自体は都度議会に諮られて予定どおりに進められておりますので、問題はございません。

以上をもちまして私の賛成討論といたします。ありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） 次に、通告のありました原案に賛成の討論を許します。

5番、上村正朗君。

〔5番 上村正朗君登壇〕

○5番（上村正朗君） 新緑会の上村正朗でございます。議第95号 令和6年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について賛成の立場で討論を行います。

第3次村上市総合計画の中間年である令和6年度の村上市一般会計当初予算は、前年度を1億8,000万円上回る総額約359億8,000万円であり、防災行政無線設備更新事業や旧ごみ処理場解体事業、市道府屋勝木線改良工事、道の駅朝日拡充事業、荒川総合体育館耐震改修及び大規模改修、子育て支援拠点施設の整備や乳幼児紙おむつ用品購入券支給事業などの子育て支援施策をはじめとする各施策が実施されました。一方、令和6年度の一般会計決算収支状況は、前年度と比較して5,610万8,000円減少の431億6,419万5,000円、歳出は1億8,752万8,000円増額の398億1,858万4,000円となり、歳入歳出差引額で2億4,363万6,000円減少の33億4,561万1,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額も3億1,202万6,000円減少の29億8,741万円となりました。また、財政力指数や経常収支比率、経常一般財源比率から見た財政構造並びに実質公債費比率や将来負担比率などの財政健全化判断比率は前年に比べ改善しているものの、依然として厳しい状況であると言えます。令和6年度から8年度までの3年間を財政健全化集中取組期間として位置づけ、歳入歳出の見直しに取り組んでいただいているところであります、様々な成果も上げているというふうに考え

ていますが、市民生活に対する影響に最大限留意しながら、持続可能な地域づくりの土台である財政の健全化に向けた取組を進めていただきたいと思います。このように令和6年度予算に基づく各種施策の実施により、多くの地域課題の解決と市民生活の向上が図られたものと考えますが、各分野においてはいまだ問題点や不十分な点がありますので、6年度の決算を踏まえて次の点について、幾つかの点について指摘をさせていただきたいと思います。

第1は、移住・定住対策についてです。令和6年度における実績は空き家バンク移住応援事業が1件、47万9,000円、移住支援事業が1件、60万円、結婚新生活支援事業が14件、264万7,000円、地域おこし推進事業819万8,000円、奨学金返還支援事業482万8,000円などとなっています。人口減少が続く本市にとって、移住・定住対策は極めて重要な施策だと考えますし、成果も出てきているのではないかというふうに考えますが、同じように人口減少が続く佐渡市においては年間移住者500人から600人、担当課職員16人、予算1億6,000万、総力戦で取り組んでいると聞いております。本市においても予算や職員体制を抜本的に強化して取り組むことが必要だと考えます。

第2は、介護人材確保についてです。決算では介護職員人材確保推進事業で計234万3,000円が支出され、介護人材確保推進事業給付金が14人に給付、介護職員等キャリアアップ支援事業費補助金が4法人に支出、高校生の見学ツアー参加が18人となっています。これ自体貴重な成果だというふうに言えますが、本市における介護人材不足の状況を踏まえると、事業メニューも予算額もまだまだ十分ではないと指摘をせざるを得ません。ぜひ介護人材確保に向けて、総合的、計画的に取り組んでいただきたいと思います。

最後に、社会福祉協議会への支援についてです。運営費補助として8,490万円が助成されています。これは、毎年度同様の額となります。本市の地域共生社会を目指す取組を担う社会福祉協議会の位置づけを考えますと、この運営費補助は妥当なものというふうに考えます。しかしながら、介護事業部門の赤字が組織全体の収支を圧迫し、毎年のように職員のボーナスをカットせざるを得ない状況が続いている。市が社会福祉協議会と協議を行い、収支の改善策を検討、具体化し、社会福祉協議会の職員が安心して地域共生社会づくりをはじめとする業務に打ち込める環境をつくることが市民福祉の向上につながるものと考えますので、早急な取組を切に要望するものでございます。

以上、令和6年度一般会計歳入歳出決算認定につきまして私の所信を申し上げ、賛成討論とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議第95号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第95号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議第96号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第96号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議第97号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第97号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議第98号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第98号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議第99号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第99号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議第100号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第100号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議第101号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第101号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議第102号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第102号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議第103号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第103号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

最後に、議第104号について討論を行います。

通告のありました原案に賛成の討論を許します。

16番、姫路敏君。

〔16番 姫路 敏君登壇〕

○16番（姫路 敏君） 議第104号の賛成の討論を行います。

決算内容については、適宜状況に応じた支出を行っており問題はありません。ただ、キャッシュフローの計算書を見ると、令和6年度当初は11億7,887万円の現金を有しておりましたが、期末では6億2,074万円と半分になっていることが不安材料でもあります。また、債務残高は261億825万8,528円と多額の借金を有しておりますが、それでも下水道事業で認められている資本費平準化債を活用して市中銀行から金利の低い融資を募り、切り替えていることは高く評価できます。今後も借入れの際は借入期間と金利を十分把握した上で、市民への負担軽減に努めていただきたい思います。令和8年6月からは下水道料金が約30%アップしますが、市民への説明は終了しましたが、機会あるたびに下水道処理場統廃合における効果も再度PRしていってもらいたいと思っております。また、6月議会で合併処理浄化槽の運用平準化、つまり河内方式と同等の合併処理浄化槽の運用を望む声が山北・朝日の市民から請願として上がってき、議会では全会一致で採択されております。来年度は、このことを具体的に下水道事業の政策に織り込み、合併処理浄化槽の平準化政策

として、まずは上下水道課と環境課の担当部署の統一も考えていただきたいと思います。このように様々な課題を持っておりますが、決算は何ら問題なく、しっかりととした事業展開が行われております。今後は上下水道課挙げて将来の下水道事業の発展に努めていただきたいと思います。

これらの思いを上下水道課の取組に期待して賛成討論といたします。ありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議第104号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第104号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

昼食休憩のため、1時10分まで休憩といたします。

正 午 休 憩

午後 1時10分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

日程第9 議第105号 市有財産の無償貸付について

○議長（三田敏秋君） 日程第9、議第105号 市有財産の無償貸付についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第105号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議第105号は、市有財産の無償貸付けについてであります。本案は、令和6年度をもって閉鎖をいたしました村上市蒲萄スキー場において、株式会社シンクファーストがスキー場、RVパーク及びキャンプ場の運営を行うため、スキー場関連施設等の市有財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の御議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

5番、上村正朗君。

○5番（上村正朗君） 少々、幾つかお聞かせください。

やっとここまで来たなということで、非常に市長をはじめ市担当職員の皆様方の御苦労に感謝申

し上げたいと思いますが、まず基本的に参考資料として載っているのが市有財産の使用貸借契約書なのですけれども、全体を見るというときには転貸貸付契約書、転貸の契約書ですか。市からシンクファーストに対しての又貸しというか、その契約書の中身もちょっと見て照らし合わせていかなないと、これだけではなかなか分からぬ部分もあるのですけれども、契約期間とか原状回復どうなるのかとか、災害時の対応とか地代の関係とか、その辺説明していただけするとありがたいなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君）　観光課長。

○観光課長（山田昌実君）　転貸の契約書につきましては、まず基本的には現契約がございます。現契約といいますのは、今現在市と、それから地権者の皆さんで結んでいる契約でございますが、こちらが今年度、7年度から5年間の貸付けということでございます。この転貸につきましては、今回議会の御議決をいただくものにはなってございませんが、これは同じように期間を区切って、3年間ということで転貸をするということで事業者のほうと結ぶ予定となっております。

○議長（三田敏秋君）　上村正朗君。

○5番（上村正朗君）　もうちょっと、すみません、1問目の基本的な、契約の期間だけではなくて、原状回復どうするのだと契約期間が終わったときの、それから災害時どうするのだと、そういうことも含めての基本事項を教えていただければなと思って質問させていただきましたので、1問目もう一度、もうちょっと詳しくお願いしたいと思います。

○議長（三田敏秋君）　それでは、再度1問目の質問に。

　観光課長。

○観光課長（山田昌実君）　原状回復等につきましては、こちらの無償貸付けのほうにもございますけれども、基本的には事業に起因して起こった、そういった事故等に関しては事業者側が責任を負うということでございます。それから、原状回復につきましては、形質変更、そういったものについて事業者が行ったものについては、事業者が撤退する場合は、その所有権は事業者にございますので、それは事業者のほうで原状回復してもらうということでございます。その3年の間につきましては、それ以外については市のほうで責任を持つということでございます。

○議長（三田敏秋君）　上村正朗君。

○5番（上村正朗君）　では、2問目。基本転貸の契約書も今日参考資料でついている契約書も考え方としては同じような考え方なのかなと思いますけれども、1つ、皆さん方からも質問出るかと思いますが、災害時の対応のところで、災害等により損壊した場合、シンクファーストは自己の責任と費用により復旧を行うものとし、市は一切の責任を負わない。この災害というのは、災害等というと何か広く大雨による自然災害とか全ての災害を含むようにも読めるのですが、課長の最初の説明だとスキー場の運営に起因する災害というような説明もあったかと思いますが、この災害等の意味をちょっと明確にというか、スキー場に起因するものなのか、それとも広く自然災害も含むのか、

そこちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（三田敏秋君）　観光課長。

○観光課長（山田昌実君）　この災害等でございますが、これは基本的にはスキー場運営に関して起きた災害と、それからそういった事故とかも含めてございます。あとそれから、自然災害につきましても、基本的にはこれ保険等に入っていたいそといった対応をしていただく。というのは、事業運営をする事業者にとってはそといった責務もございますので、そといったところも含まれております。

○議長（三田敏秋君）　上村正朗君。

○5番（上村正朗君）　では、最後になります。今日の議案そのものは市有財産の無償貸付けになりますけれども、転貸のほうは、基本のほうの契約は地代を市が地権者に払って、同じ分を今度シンクファーストが市に払うということになるのですけれども、これから契約なので、あれなのですが、シンクファーストが払うのは、払う地代の期間というか、10月から来年の3月までなのか、それとも1年間なのか、その辺ちょっと基本的なことなので、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（三田敏秋君）　観光課長。

○観光課長（山田昌実君）　今年度につきましては、半年経過しておりますので、この分については市が持つべきものでございます。契約をシンクファーストと市で行った後、この分につきましては、令和7年度分につきましては事業者のほうで払っていただくというようなことでございます。

○議長（三田敏秋君）　12番、尾形修平君。

○12番（尾形修平君）　ちょっと疑問があるので、教えていただきたいのですけれども、無償貸与に基本的に反対するものではないのですけれども、決算書にも出てくるいわゆる蒲萄スキー場の一般経費、各種協会等の負担金も含めて事業者が払うというふうに私は認識しているのだけれども、それと運営費について、例えば蒲萄スキー場の駐車場についても今まで決算ベースで320万ぐらいの経費が6年度も出ているのだけれども、それについても事業者負担という考え方でよろしいのでしょうか。

○議長（三田敏秋君）　観光課長。

○観光課長（山田昌実君）　スキー場運営に係る経費、今ほどおっしゃられました地代、そといったところについて……

〔「地代じゃないよ。各種団体の負担金」と呼ぶ者あり〕

○観光課長（山田昌実君）　各種団体の負担金等は、事業者においてこれが加入が必要であると判断した場合は事業者のほうで加入されるべきものと思っております。

駐車場代ということですけれども、恐らく駐車場代……

〔「駐車場代じゃなくて駐車場の除雪経費」と呼ぶ者あり〕

○観光課長（山田昌実君）　除雪経費につきましても、これはスキー場運営に伴って行う除雪であり

ますので、こちらのほうも当然事業者のほうが支払っていくということでございます。

○議長（三田敏秋君） 12番、尾形修平君。

○12番（尾形修平君） 今回の村上市所有の財産を無償貸与するというのを本当に基本的に反対するものではないのだけれども、冒頭、今日の諸般の報告でも市長から言われた、この案に出てるいわゆる物品、旧蒲萄スキー場に係る貸与物品の台帳で、レンタルスキーとか、そういうのがあるのだろうけれども、それが減価償却も含めて、今回の例えばロッジから全ての財産として、現状どのぐらいの金額を市が無償貸与しようとしているのかというのを教えていただければと思います。

○議長（三田敏秋君） 観光課長。

○観光課長（山田昌実君） ただいま提案いたしました議案につきましては無償貸付けということでございますが、これが例えば有償であった場合という御質問かと思いますが、こちらのほうにつきましては、構造物、圧雪車、備品、それから土地が数筆ございますが、これらを合わせまして約550万ほどということで試算をしております。

○議長（三田敏秋君） 12番、尾形修平君。

○12番（尾形修平君） 来年度やるかやらないかは、まだ教育委員会のほうからはお話を聞いていませんけれども、市内の小・中学校で蒲萄スキー場を使った授業を予定しているといったときに、例えば今市が事業者に無償貸与する貸しスキー、レンタルスキーも今度借りる側がそれ全額負担しなければならない。また、一般市民の方がこの蒲萄スキー場へ行くときのいわゆるメリットというか、市民にとってもこういうメリットがあるのですよというのがあるのであれば教えていただければと思います。

○議長（三田敏秋君） 観光課長。

○観光課長（山田昌実君） スキー場運営のちょっと中身につきましては、私のほうでは今知り得てはおりません。これから事業者がそういった事業運営の中身については考えられて、そういったところは私どもも確認していきたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） まず1点、閉鎖を決定したスキー場が、これはその後継続できる可能性が出てきた。これほど市にとりましてプラスのメリットのものはないと思います。市は運営を諦めました。諦めたというか、今後これ以上継続していくことは難しいという判断を、これは財政上の問題、また公共施設のこれから維持の問題を含めて判断をしたわけでありますが、これまで数次にわたくてお話ししているとおり、社長さんが非常に意欲的でいらっしゃいます。いろいろな知見を持っていらっしゃいまして、またいろんな周りのプレーンもいらっしゃって、いろんなこういうものをここに導入することによって、これは可能性あるのではないかと。ただ、市が判断した以上は、市はこの公共施設をそういう民間の方が提案をいただいたものについて、それをしっかりと応援できるところは応援していくという方針を決定して今日に至っているということあります。市民に

とりましても、また小・中学校、これからウインタースポーツを目指す子供たちにしても、身近にこのスキー場がもし継続できるということになれば、これ以上のメリットはないと私は考えております。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 3問終わったな。

〔「終わったんだけども、質問の要旨と答弁がちょっと違っていたんで、私さっき言ったのは……」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） では、その趣旨間違っていることも踏まえて最後の質問してください。
12番、尾形修平君。

○12番（尾形修平君） さっき聞いたのは、レンタルスキーも今市から無償貸与するわけではないですか、事業者に。それを例えば村上市の子供たちが行って、それを当たり前のようにお金を払って借りなければならないのですかということを聞いたかったわけ。また、村上市民の一般の方が蒲萄スキー場を利用するときのメリットというか、スキー場を存続してもらってよかったですって思えるような何かメリットみたいなのが協定の中ではないですかということを聞いたかった。

○議長（三田敏秋君） 市の財産を貸したのだから、当然子供たちがウインタースポーツするのに何か向こうの会社のほうで恩恵があるのかないのか。

○12番（尾形修平君） そうです。

○議長（三田敏秋君） そのことについて、観光課長。

○観光課長（山田昌実君） 申し訳ございません。無償で貸したスキーの用具を市民とか生徒が使う場合のメリットということですが、申し訳ございませんが、そういった運営に関する中身まで今事業者と詰めてはおりません。ですので、私のほうでは今現在ちょっと知り得おりませんので、御承知おきください。

○議長（三田敏秋君） よろしいですね。

○12番（尾形修平君） はい。

○議長（三田敏秋君） 6番、菅井晋一君。

○6番（菅井晋一君） この無償貸付けにつきましては、本当にやったなというふうにつくづく思っております。市の大英断もありますし、シンクファーストのそれこそ夢と希望を持って、そして赤字覚悟で、大きな投資を覚悟でやるということについて心から感謝を申し上げます。

それで、前に伺ったことあるのですが、市として、外から企業が村上に入ってくるわけですので、その企業に対する支援策はないのかということを前にも聞いたのですけれども、例えば企業設置奨励条例とかだと業種が限られておりまして、観光業とかスキー場をするようなものが該当にならないのですけれども、市はどういう支援策といいますか、今ある条例、例規でもって支援できるというようなお話を伺ったものですから、その辺どのように考えているかお伺いします。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 今回従来からの産業支援プログラムの中のメニューに入っていないよという御指摘も幾つかいただいておりまして、それを全て活用できるような形で制度を変えなさいということで私のほうから指示をしております。それがどんなタイミングになっているのかというのは担当課のほうからこれから答弁いたさせますけれども、そういう形で市としても万難を排して、せっかく来てくれる事業者なので、これを成功させるということが一番の市にとってのメリットになると思います。先ほど市民にとってどういうメリットがあるのかという、これは今度民間の事業者に委ねたわけでありますから、委ねてそこで稼いでもらわないと事業が継続できない場合、当然これは料金を取らなければなりません。そのときに、今までと制度が変わって言えばそれを借りなければならぬといったときには、そのところは地元の市の市民であったり、子供たちが使うのでありますから、これまでレンタル用品については持っている子も持っていない子も分け隔てなく授業できるようにというつもりで市でレンタルの装備をしてきました。ですから、そういった意味においてはそれを使うことによって、そこに逆に言うと、それを無料にするとか何するということではないのですけれども、その利用料について市がそれを補填するというのは制度としてあり得るのだと思います。ただ、今現状そこまでに至っていないということあります。これがまた運営事業者のほうから、いやいや、村上市民の皆さんがあつてもらうのはただでいいですよと言つていただければこんなことはないわけありますので、そういったレベルでお互いの信頼関係の中にこれから事業を進めていくというのがこれ大前提だというふうに思つておりますので、そういった意味も含めてこれまで、それこそ先ほども申し上げましたけれども、無償で貸し付けるということ、この意義を十分事業者にも理解をしてもらいたいと思いますし、市民にとっても今ある財産がそのまま継続できる可能性があるというところに大いに期待をしていただいているということにつながるのではないかというふうに私思つております。具体的な制度設計については、担当課のほうから答弁をいたさせます。

○議長（三田敏秋君） 地域経済振興課長。

○地域経済振興課長（富樫 充君） 今ほど市長から答弁していただいたとおりに、産業支援プログラム等で今の事業のほうに対しての取組については支援できるような体制は取っております。それとあわせて、事業者の計画については直接私どものほうではお聞きしていないところですが、今後設備投資という部分でのことがあるやに聞いております。そういった部分で私どものほうで国あるいは県の制度を一括して設備投資に係る支援をできるように努めてまいりたいというふうに思つておりますので、その時期に際して御相談いただければというふうに思つております。

○議長（三田敏秋君） 菅井晋一君。

○6番（菅井晋一君） 分かりました。ただ、1つだけ、企業設置奨励条例ですか、これは製造業とか、そういうものの時代というか、かなり前の制度でありますから業種が限られているわけですけれども、

ども、これからいろいろな業界が村上に入ってくる可能性ってあると思います。ですから、この業種を絞り込むということでなくて、業種を取っ払ってもいいのかなというふうに思うのですけれども、そうすれば広く様々な企業が入ってきて助成を受けられるのかなというふうに思います、そういうお考えはないでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 当然今現状それがマッチングしているかしていないかという検証は常にしているわけでありますけれども、市にとって必要なものということでこの制度を設けさせていただきました。それを今部分的に変更していこう。今再生エネルギーの関係の事業者もどんどん参入をしてきます。そのサプライチェーンとして、いろいろな事業体がこれから頑張っていこうということで今予定をしています。議員御承知のとおり、商工会議所を中心にして連携協議会できているわけでありますので、いろんな業種、また市が現在大学機関と連携をしていろんなことをやらせていただいておりますけれども、そこでも新たな事業というものが派生していくというふうなところがありますので、それは幅広に考えておくことが重要なではないかなというふうに思っております。現在コワーキングステーションを含めて、企業が分散をして2拠点化、3拠点化ということも進めています。市もそれと連携をしながらM&Aを進めています。そうしたときに今までになかったメニューが必要だということが当然あるわけでありますので、そこは柔軟に対応していこうということで原課等にも指示をさせてもらっておりますし、職員非常にその辺のところは意識高く検証をしていただいているというふうに私は理解をしております。

○議長（三田敏秋君） 菅井晋一君。

○6番（菅井晋一君） ぜひ前向きに進めていただきたいと思います。

魚沼市でも市営のスキー場5つあったのが9年前に全部民間委託になったということで、今、うち3つは動いているらしいですけれども、市からも助成は出ているみたいです。ただ、そこの魚沼市民のスキーのリフト、シーズン券代を市から補助金を出していると。2分の1補助で上限が1万円、こういう魚沼市は制度をつくっているということです。ぜひ村上市もその辺考えていただきたいと思うのですが、予算額としては500万です。年間500万の予算で市民のリフト券、シーズン券の助成ですね、補助金。ぜひ市からもそういうのをちょっと考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 観光課長。

○観光課長（山田昌実君） 今ほど魚沼市の例を教えていただきましたけれども、この辺私どもいろいろ勉強して研究してまいりたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 16番、姫路敏君。

○16番（姫路敏君） 圧雪車についてちょっとお伺いしますけれども、圧雪車2台ございまして、製造の新しい2017年のやつと2014年のやつとございますが、この圧雪車というのは1つ壊れている

ということで、それも一緒に無償貸与するのでしょうかけれども、それを直すという経費はどのぐら
いかかって、誰が負担いたしますか。

○議長（三田敏秋君）　観光課長。

○観光課長（山田昌実君）　圧雪車につきましては2台ほどございまして、2014年の古いほう、こち
らのほうが故障しております。修繕費につきましては今ちょっと分からぬのですが、これを修繕
して直して使うという場合は、これは事業者のほうで直して使うということになります。

○議長（三田敏秋君）　姫路敏君。

○16番（姫路　敏君）　分かりました。そういう話もあって、事業者はその圧雪車を直して使って、
返すときには直ったものを返すということです。つまり何を言いたいかというと、無償貸付け、今
の貸付けするということは、イコールただではないということなのです、事業者も。何を言いたいか
というと、スキーのレンタル、用具のレンタルなんかも今村上市のを生かそうということで無償
貸与して、そして子供たちに貸したとしても、それは消耗品であります。何が幾つ、何が幾つとい
うのは最初に数えてありますので、返すときには新しいものを返さなければいけないです。それ
だけのリスクがあるわけ。となると、どういうことが言えるかというと、やっぱり貸すときはそれ
なりの対応をしないと、いわゆる無料で貸すということは逆に言えば困難なのです。それが消耗品
で失われたときは、この契約どおりしっかりと直していいものを返す。圧雪車も一緒です。だから、
そういう部分をしっかりと把握しないと、無償貸与イコールただではない、事業者も。やっぱりそ
れを使ったら使っただけの消耗が生じるけれども、ちゃんと直して返さなければならないのです、
市のほうに。それは協議はすると思います。基本はそこにあると思います。したがいまして、何も
かも事業者にただで貸したから、事業者の利益だろうということは私は考えにくいのですが、その
辺どのようにお考えでしょうか。

○議長（三田敏秋君）　市長。

○市長（高橋邦芳君）　無償貸付け、当然これ事業者が参入してくる、これがなければ一切それをゼ
ロスタートで装備しなければなりません。今市が持っているものについて、それを活用することに
よって、まだ延命できるので、経営ができるという話を私はお聞きをしております。そういうので
あれば、それをしっかりとお貸しをして使っていただきましょう。これは、市有財産でありますので、
市の財産でありますから、これをどういうふうな形で使うのかということ、特に無償貸付けと
いうのは議会の議決要件でございますので、そんなところを含めてしっかりと制度設計をしたとい
うことであります。今議員御指摘の無償貸付けといえども、それ消耗していけばそれは替えなけれ
ばならないよ、これは当然そうです。それを元に戻して返せというふうな仕組みになっているかど
うかという部分については、担当課のほうで制度設計していると思いますので、答弁をいたさせま
す。

○議長（三田敏秋君）　観光課長。

○観光課長（山田昌実君） 無償貸付けする物品、この圧雪車につきましては直せばまだ使えるということで業者のほうから聞いておるところでございます。これを新しいものを市のほうに返すというようなことにつきましてですが、あくまでも事業者の事業計画では今後、返すというよりも、ずっとスキー場経営を行っていくというような形態でございますので、そうなれば一番いいと思っておりますし、そう望んでおりますので、この圧雪車につきましてもやはり耐用年数ございますので、そうなってくれば古いものを新しいものに替えてということになってくると思いますので、そういったところで、使えるものはずっと使っていくというふうな事業者の考えだとは思います。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 今言うように、無償貸付けイコール事業者はただではないということです。それだけのリスクと対価をやっぱり背負ってやっていくということは了承しておかなければいけないと思いますが、よくよく考えれば、もしこの事業者が現れなければ閉鎖ということで、それ原状回復やらリフトの撤去やら何やらかんやらで相当な経費が恐らく村上市にかかってきただろうと思います。しかしながら、それを無償貸与という形の中でも事業者が活用することで地域の活性化と、あわせて地元の地権者全員が了解してくれたという画期的な中で事業が行われるわけでございます。ぜひとも、今市長は応援するという形で答弁いただいておりますけれども、ぜひ事業者がそこで踏ん張って頑張れるような施策を今後も期待いたしたいと思いますが、最後に市長どうでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） これまで私自身、今回のスキー場の経営者に限らず、全ての事業者に対してそういう立ち位置で応援をしてきたつもりであります。ですから、今取り得る制度を最大限活用してそこの事業を成功させるということ、これが我々行政としても、地元の行政としても応援するべきところだろうというふうに思っております。加えて今議員のほうから地元地権者を含めていろんな方の、全ての方の承諾をいただいたところ画期的だ、本当に画期的だと思います。過去に市が運営しているときも地権者の皆さん市を応援するよというふうなお話もいただきましたが、具体的な応援というところには至っておりません。今こそ入っていただきますシンクファーストさんのはうにしっかりと応援をする、これ金銭的な部分も含めて、そのぐらいの地元の覚悟も含めて、これから市全体として応援していくことができればいいなというふうに思っている次第であります。重ねて申し上げますけれども、減価償却したものを元に戻して返せというような意識は今のところないわけであります。これがずっと3年、5年、10年と続いていけば、当然減価償却で消耗したものについては更新をしていきます。それは、事業者の責務だということだということをまた改めて理解をしていただければなと思っております。

○議長（三田敏秋君） 4番、富樫光七君。

○4番（富樫光七君） このたびスキー場の行政側と市長の英断には本当に心から感謝申し上げます。

1つ質問あるのは、さっき上村さんのはうから地代について、今年はこれから案分するのだというお話があったのですけれども、私のほうからは、それと同時に草刈りという作業がたしか今年度の予算の中に組み込まれていたと思いますけれども、これをこれから実行するか、もう進んでいるのか分かりませんけれども、この草刈り作業に対する料金に対しても先ほどの家賃と同じような、案分するというような考え方で理解していくいいのでしょうか。

○議長（三田敏秋君）　観光課長。

○観光課長（山田昌実君）　草刈りにつきましては、これは市でやる場合はこれ原状回復のための雪崩防止ということで行いますが、今年度やる草刈りにつきましてはスキー場をオープンするための草刈りということでございます。これにつきましては、事業者のほうと協議をいたしまして、事業者のほうで草刈りにかかった部分、これについてはお支払いいただけると。ただ、昨年までどういったところを草刈りしたのか、どういったところを重点的にしないといけないのかとか、そういうところ、今までやっていた事業者がございます。そういうところにお願いしながら、しっかりと引き継いでまいりたいというふうに考えております。

○議長（三田敏秋君）　4番、富樫光七君。

○4番（富樫光七君）　ありがとうございます。ということは、100%事業者が持つという話なのでしょうか。そういう話だと思いますけれども、それに絡んで例年であればお盆前後には当然草刈り作業は進めていたはずなのですけれども、10月、まだ契約は、今日である程度確定するのでしょうか。それまでの間に本来は進めておかなければならなかつた作業なのであれば、さっきの家賃と一緒にやっぱり案分するということがすごく新規の参入企業に対する支援にもなるし、そういう形のことで考えてもらうということはできないでしょうか。

○議長（三田敏秋君）　観光課長。

○観光課長（山田昌実君）　草刈りにつきましては、例年10月に行っているということでございます。草を刈るタイミングというものは、あまり早くやり過ぎてもまた草が生えてきてしましますので、例年10月に草刈りを行っていたということでございます。それで降雪に備えるということでございます。今回草刈りをするに当たっては、先ほど申しましたように事業者のほうで今回はスキー場運営に係る部分の草刈りだということで、ここは協議済みでございます。

○議長（三田敏秋君）　富樫光七君。

○4番（富樫光七君）　ありがとうございます。今の話の延長線上なのですけれども、ここに、村上に来てくれる事業者は地元ではなくて東京ということになりまして、やはり土地柄とか、それこそ多分スキーは滑ったことあるのでしょうかけれども、スキー場を運営するとか草刈りをして雪崩防止をするというようなことに対しては多分素人だと思いますので、その辺は今までの過去の事例というか、経験を引き継いで、紹介していただけるような形で、スピード的に立ち上がれるように協力のほうよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第105号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第105号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議第106号 令和7年度村上市一般会計補正予算（第8号）

○議長（三田敏秋君） 日程第10、議第106号 令和7年度村上市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第106号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、令和7年度村上市一般会計補正予算（第8号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ9億300万円を追加し、予算の規模を421億9,960万円にしようとするほか、地方債の補正を行うものであります。

補正の主な内容といたしましては、令和7年9月2日から始まる一連の大雨による農林業施設及び公共土木施設の災害復旧に係る経費を計上したほか、8月5日からの大雨による災害復旧経費の追加を行うものであります。

歳入におきましては、第13款分担金及び負担金で農業施設分担金649万円を、第16款県支出金で農地農業用施設災害復旧事業費補助金2億8,050万円を、第20款繰越金で前年度繰越金1億1,081万円を、第22款市債では農地農業施設災害復旧事業債などで5億520万円をそれぞれ追加しようとするものであります。

歳出におきましては、第11款災害復旧費で農地農業用施設の災害復旧工事費及び測量設計等委託料として農地農業施設災害復旧費に6億8,500万円を、林道などの災害復旧工事費として林業施設

災害復旧費に1億800万円を、種川の流木撤去工事費として水産業施設災害復旧費に300万円を、市道、河川及び水路などの災害復旧工事費として公共土木施設災害復旧費に1億200万円を、普通財産の面崩落復旧工事費として普通財産災害復旧費に500万円をそれぞれ追加しようとするものであります。

また、第2条、地方債の補正では、災害復旧事業債の限度額を変更しようとするものであります。よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） ただいま議題となっております議第106号 令和7年度村上市一般会計補正予算（第8号）の質疑については、歳入歳出それぞれにつき1人3回までといたします。

初めに、歳入について質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） それでは、これで歳入についての質疑を終わります。

次に、歳出について質疑を行います。

16番、姫路敏君。

○16番（姫路敏君） それでは、11ページの水産業施設災害復旧費ということで300万円、これ種川のところに流木が入り込むか塞ぐか何かして、それを取り除くということを聞きましたけれども、どんなふうな作業になっているのですか。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小川良和君） 今ほど姫路議員おっしゃるように、下流部の橋梁のところに流木ですとか葦とかごみ関係がたまっています。それを除去する工事になります。種川につきましては、昨年サケが遡上するようにということで河床の整備をさせていただいたところでございますので、サケが遡上する前に種川にもサケが遡上できるような環境を整えるということで今回工事をさせていただく予定しております。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路敏君） 今回の経費については分かりましたが、分かるように種川一つ取っても相当な流木が塞いでしまっている。そしてまた、上流のほうに行けば山が崩れ、木が崩れみたいなところで、これが全て三面川の河口のところにふん詰まってたまっているのです。先ほど私決算のお話でも言いましたけれども、この流木が本当に危険で、船の航行に非常に害を及ぼしていると。瀬波の漁師の方々、そしてまたレジャーボートの方々も相当に気を遣って、1隻はもう船底とペラをもう壊してしまって、こういう状況が続いているというのはこれ見て分かるとおりなのですけれども、今後はその辺のところの手当てということをどんなふうにしてやろうと考えておりますか。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小川良和君） この件につきましては河川管理、三面川は2級河川でございますので、県が管理する河川となっておりますので、県のほう、振興局のほうにもいろいろ相談させてい

ただきました。県のほうでも河川断面が阻害されるような場合には流木のほうの撤去はするということでお話を伺っておりますし、その都度、流木等あった場合、箇所を示した図面を情報提供していただければ、状況に応じた形で対応したいというふうなお話を伺っておりますので、随時そのような対応をさせていただきたいと思っております。また、今河口付近と、出た海のほうのところに流木がというふうなお話を伺いしておりますので、天気を見ながら、河川の水が澄んできた状況を見ながら、一応ドローンで上から河川の今の状況を撮影しながら、流木の位置ですとかを漁師の方ですとか、そういう船の所有者の方に情報提供させていただければなというふうには考えております。

○議長（三田敏秋君）　姫路敏君。

○16番（姫路　敏君）　今回種川に流木等が引っかかって、サケの遡上とかにも影響あるということでこの工事始めるわけですが、今課長言うようにドローンで上からしっかりと、もう撮影終わっているかとは思うのですけれども、撮影していただいて、どこにどういう流木が引っかかっていくのか、これをはっきりとさせてその対応、今まで県に言ってもなかなか動かない。もう自然に流れ出るのを待つしかないなんていう答えまで出てきたり、これではちょっとあれなので、しっかりとその辺を撮影していただいて、どこがどういうふうになっているのかをひとつ把握していただきたいと、全体の川の流れの中で、と思いますけれども、それどうですか。

○議長（三田敏秋君）　農林水産課長。

○農林水産課長（小川良和君）　今ほどお話をさせていただいたとおり、うちのほうでもドローンを飛ばした形で河川の今の状況、流木の状況をしっかりと把握した中で漁師さんに情報提供させていただきたいと思いますし、県のほうにも取った情報については、今こういう状況であるといったこと、あわせて先ほど姫路議員のほうからお話をありました、それに引っかかって船が壊れたとか、そういう実際的な被害等の状況についても情報提供させていただきながら、対応のほうを要請していければというふうに考えております。

○議長（三田敏秋君）　ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君）　討論なしと認めます。

これから議第106号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君）　投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第106号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議員発議第7号 私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出について

議員発議第8号 私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出について

○議長（三田敏秋君） 日程第11、議員発議第7号及び議員発議第8号の2議案は、いずれも私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出についてであります。これを一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いします。

7番、富樫雅男君。

〔7番 富樫雅男君登壇〕

○7番（富樫雅男君） ただいま上程されました議員発議第7号及び議員発議第8号 私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出に関しまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、去る9月12日に開催された総務文教常任委員会の協議会で審査され、願意了承された陳情に基づく意見書の提出であり、村上市議会会議規則第14条の規定により提出するものです。

意見書の内容につきましては、皆様へ配付されております資料に記載のとおりでございますが、議員発議第7号は私立高校生への就学支援金制度の年収590万円の所得制限の撤廃、授業料支援額の引き上げ、無償化、さらに私立高校の専任教員増が可能となるよう、経常費助成の増額を要請するものであります。

提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、衆議院議長及び参議院議長であります。

議員発議第8号は、学費の公私間の格差是正に向け、県独自の学費助成予算の増額と制度の拡充、さらに私立高校の専任教員増が可能となるよう、経常費助成の増額を要請するものであります。

提出先は、新潟県知事であります。

賛成者は、両議案ともに魚野ルミ議員、尾形修平議員、鈴木いせ子議員、菅井晋一議員、野村美佐子議員、高田晃議員、そして提出者は私、富樫雅男でございます。

以上、提案理由の御説明を申し上げました。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

初めに、議員発議第7号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第7号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議員発議第8号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第8号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第8号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議員発議第9号 インターネット上の人権侵害に対し速やかな措置を求める

意見書の提出について

○議長（三田敏秋君） 日程第12、議員発議第9号 インターネット上の人権侵害に対し速やかな措置を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いします。

5番、上村正朗君。

〔5番 上村正朗君登壇〕

○5番（上村正朗君） ただいま上程されました議員発議第9号 インターネット上の人権侵害に対し速やかな措置を求める意見書の提出についてであります。本案は去る9月16日に開催されました市民厚生常任委員会で審査され、採択された請願に基づく意見書の提出についてであり、村上市議会会議規則第14条の規定により提出するものです。

意見書についてでありますが、添付された意見書記載のとおり、SNS等のインターネット上で誹謗中傷や差別的言動が後を絶たないため、国及び国会に必要な措置を取るよう強く要請するというものであります。

提出先は、内閣総理大臣、法務大臣、衆議院議長、参議院議長であります。

賛成者は、渡辺昌議員、長谷川孝議員、川村敏晴議員、大滝国吉議員、山田勉議員、鈴木一之議員、そして提出者は私、上村正朗でございます。

以上、御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第9号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（三田敏秋君） 以上で本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じ、令和7年第3回定期会を開会といたします。

長期間にわたり、皆様には大変御苦労さまでございました。

午後 2時02分 閉会